



市章

# 大和高田市公報



市の木：さざんか

## 目次

### 条例

- 大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………(保 育 課)……4
- 大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例……………(自 治 振 興 課)……4

### 規則

- 大和高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………(保 育 課)……5
- 大和高田市小口事業資金融資制度及び補給制度に関する規則……………(産 業 振 興 課)……10
- 大和高田市創業者支援事業資金融資制度及び補給制度に関する規則……………( 〃 )……14
- 大和高田市健康診査等負担金徴収規則の一部を改正する規則……………(健 康 増 進 課)……19
- 大和高田市児童医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則……………(保 険 医 療 課)……19

### 訓令

- 大和高田市公共施設等総合管理計画策定業務委託事業者選定委員会設置要綱……………(都 市 計 画 課)……26

### 告示

- 大和高田市低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業実施要綱……………(介 護 保 険 課)……28
- 都市計画事業の変更図書の写しの縦覧……………(下 水 道 課)……34
- 引取りのない自転車等の処分……………(生 活 安 全 課)……34
- 職権による消除……………(市 民 課)……35
- 違反広告物の保管……………(都 市 計 画 課)……35
- 公示送達……………(税 務 課)……35
- 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定……………(社 会 福 祉 課)……36
- 平成28年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算(第1号)等の要領の公表……………(税 務 課)……36
- 放置自転車等の移動・保管……………(生 活 安 全 課)……38

### 公告

- 農用地利用集積計画の縦覧……………(産 業 振 興 課)……39
- 吉井地内通学路歩者道整備工事に関する条件付き一般競争入札公告……………(契 約 監 理 室)……39
- 自動車臨時運行許可番号標の無効……………(市 民 課)……41
- 自動車臨時運行許可番号標の無効……………( 〃 )……42
- 片塩中学校格技場吊り天井改修工事に関する条件付き一般競争入札公告……………(契 約 監 理 室)……42
- 高田西中学校格技場吊り天井改修工事に関する条件付き一般競争入札公告……………( 〃 )……44
- 片塩小学校体育館吊り天井改修工事に関する条件付き一般競争入札公告……………( 〃 )……47
- 高田中学校格技場吊り天井改修工事に関する条件付き一般競争入札公告……………( 〃 )……49
- 葛5枝南陽町地内管渠工事(59)・給配水管移設工事(G59)に関する条件付き一般競争入札公告……………( 〃 )……52

○高3枝池田地内管渠工事(72)に関する条件付き一般競争入札公告(契約監理室).....	54
○高5枝曾大根1丁目地内管渠工事(53)・給配水管移設工事(G53)に関する条件付き一般競争入札公告.....	( 〃 ) .....57
○蔵之宮町地内側溝維持整備工事・浮孔幼稚園公共下水接続工事に関する条件付き一般競争入札公告.....	( 〃 ) .....59
○築幹築山地内管渠工事(1)・給配水管移設工事(G01)に関する条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)公告.....	( 〃 ) .....62
○高5幹春日町2丁目地内管渠工事(4)に関する条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)公告.....	( 〃 ) .....65
○高6枝中三倉堂1丁目外地内管渠工事(2)・給配水管移設工事(G02)・中三倉堂1丁目地内排水路改良工事に関する条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)公告.....	( 〃 ) .....67
○高6幹甘田町・曾大根2丁目地内管渠工事(3)・給配水管移設工事(G03)に関する条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)公告.....	( 〃 ) .....70
<b>教育委員会</b>	
○大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示.....	(教育総務課) .....73
○教育委員会5月定例委員会の招集.....	( 〃 ) .....73
<b>選挙管理委員会</b>	
○選挙管理委員会の招集.....	(選挙管理委員会) .....74
○選挙人名簿登録者及び在外選挙人名簿登録者の書面の縦覧場所.....	( 〃 ) .....74
<b>農業委員会</b>	
○農業委員会6月定例委員会の招集.....	(農業委員会) .....74
<b>公平委員会</b>	
○大和高田市職員の退職管理に関する公平委員会規則.....	(公平委員会) .....75
○大和高田市公平委員会庶務規則の一部を改正する規則.....	( 〃 ) .....76
○大和高田市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....	( 〃 ) .....76
<b>公営事業</b>	
○指定給水装置工事事業者の指定.....	(水道総務課) .....77
○配水管布設替工事及び消火栓新設工事(北本町第2工区)に関する条件付き一般競争入札公告.....	( 〃 ) .....77
○配水管布設替工事及び消火栓新設工事(北本町第1工区)に関する条件付き一般競争入札公告.....	( 〃 ) .....79

公布された条例のあらまし

**◇大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

1 改正の理由

建築基準法施行令の一部改正により、この条例の参酌基準である家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正されることに伴い、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

- (1) 小規模保育事業A型、B型及びC型の事業所に避難用屋内階段を設置する際の基準については、省令と同基準とすることとします。（第28条関係）
- (2) 保育所型事業所内保育事業所に避難用屋内階段を設置する際の基準については、省令と同基準とすることとします。（第43条関係）

3 施行期日 平成28年6月1日

**◇大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例**

1 改正の理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

- (1) 年金たる補償のうち、傷病補償年金と同一の事由により厚生年金法による障害厚生年金等が併給される場合の調整率及び休業補償と同一の事由により厚生年金法による障害厚生年金等が併給される場合の調整率を0.86から0.88に改正します。
- (2) 特殊公務災害に係る傷病補償年金と同一の事由により厚生年金法による障害厚生年金等が併給される場合の調整率を0.91から0.92に改正します（傷病等級が第1級、第2級の場合はそれぞれ0.90から0.91、0.90から0.92に改正します。）。

**【障害厚生年金等との併給の場合】**

損害補償の種類		調整率	
		現行	改正後
傷病補償年金（特殊公務災害の場合を除く。）		0.86	0.88
傷病補償年金（特殊公務災害の場合に限る。）	第1級の傷病等級	0.90	0.91
	第2級の傷病等級	0.90	0.92
	第1級・第2級以外の傷病等級	0.91	0.92
休業補償		0.86	0.88

- (3) その他所要の規定の整備を行います。

3 施行期日 公布の日

**条 例****条例第29号**

大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年5月11日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第28条第7号イの表中「同条第3項各号」を「第3項各号」に、「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

第43条第8号イの表中「同条第3項各号」を「第3項各号」に、「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

附 則

この条例は、平成28年6月1日から施行する。

**条例第30号**

大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年5月11日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大和高田市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項の表以外の部分中「障害補償」を「損害補償」に改め、同項の表中「0.86」を「0.88」に、「0.91（第1級又は第2級）」を「0.92（第1級）」に、「0.90」を「0.91」に改め、同条第3項及び第4項中「心身障害」を「障害」に改め、同条第5項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大和高田市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）附則第5条第2項及び第5項の規定は、平成28年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた大和高田市消防団員等公務災害補償条例第4条第3号に規定する傷病補償年金（以下「傷病補償年金」という。）及び同条第2号に規定する休業補償（以下「休業補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日

前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

- 3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の大和高田市消防団員等公務災害補償条例附則第5条第2項及び第5項の規定に基づく傷病補償年金及び休業補償として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく傷病補償年金及び休業補償の内払とみなす。

**規 則**

**規則第13号**

大和高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例施行規則（平成27年規則第2号の2）の一部を次のように改正する。

別表第1のうち1 公立幼稚園又は公立認定こども園の表中

「

2	市町村民税所得割非課税世帯	3,000円
3	市町村民税所得割の課税世帯	6,300円

」を

「

2-A	第1階層を除き、市町村民税所得割非課税世帯	ひとり親世帯等	0円
2-B		ひとり親世帯等以外の世帯	3,000円
3-A	市町村民税の所得割課税額が77,101円未満の世帯	ひとり親世帯等	2,650円
3-B		ひとり親世帯等以外の世帯	6,300円
3-C	市町村民税の所得割課税額が77,101円以上の世帯		6,300円

」に改め

る。

別表第1のうち1 公立幼稚園又は公立認定こども園の表備考5中「第3階層」を「第3-C階層」に改め、同表中備考5を備考7とする。

別表第1のうち1 公立幼稚園又は公立認定こども園の表中備考4を削り、備考3の次に次のように加える。

- 4 この表において「ひとり親世帯等」とは、（1）から（7）までのいずれかに該当する世帯をいう。

- （1） 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に子どもを扶養しているものの世帯
- （2） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯
- （3） 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けている者の属する世帯

- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯
- (6) 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等を受けている者の属する世帯
- (7) 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認めた世帯

5 生計を一にする世帯において、支給認定子ども及び(1)又は(2)に該当する子ども等がいる場合の利用者負担額は、これらの者のうち最年長の者(以下この備考5において「第1子」という。)が支給認定子どもであるときはこの表に掲げる額の全額とし、第1子を除き最年長の者(以下この備考5において「第2子」という。)が支給認定子どもであるときは同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3子以降の子ども(第1子及び第2子以外の者をいう。)については0円とする。

- (1) この表における第3-C階層の世帯にあつては、次のいずれかに該当する子ども
  - ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校又は同法第76条第1項に規定する特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子ども
  - イ 学校教育法第1条に規定する幼稚園のうち、特定教育・保育施設でないものに在籍する子ども
  - ウ 学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部に在籍する子ども
  - エ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第3項に規定する医療型児童発達支援を利用している小学校就学前子ども
  - オ 児童福祉法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部に在籍する小学校就学前子ども

- (2) この表における第2-B階層及び第3-B階層の世帯にあつては、次のいずれかに該当する子ども等
  - ア 保護者に監護される者
  - イ 保護者に監護されていた者
  - ウ 保護者又はその配偶者の直系卑属(保護者に監護される者及び保護者に監護されていた者を除く。)

6 この表における第3-A階層の生計を一にする世帯において、支給認定子ども及び(1)から(3)までのいずれかに該当する子ども等がいる場合の利用者負担額は、これらの者のうち最年長の者(以下この備考6において「第1子」という。)が支給認定子どもであるときはこの表に掲げる額の全額とし、第2子以降の子ども(第1子以外の者をいう。)については0円とする。

- (1) 保護者に監護される者
- (2) 保護者に監護されていた者
- (3) 保護者又はその配偶者の直系卑属(保護者に監護される者及び保護者に監護されていた者を除く。)

別表第1のうち2 私立幼稚園又は私立認定こども園の表中

「

2	市町村民税均等割非課税世帯及び市町村民税所得割非課税世帯		3,000円
3	第2階層を除き、市	48,600円未満	12,000円
4	町村民税の所得割課税額の区分が次	48,600円以上	16,000円
		97,000円未満	

5	の区分に該当する世帯	97,000円以上 211,201円未満	20,000円
6		211,201円以上	22,000円

」を

「

2-A	市町村民税均等割非課税世帯及び市町村民税所得割非課税世帯		ひとり親世帯等	0円
2-B			ひとり親世帯等以外の世帯	3,000円
3-A	第2階層を	48,600円未満	ひとり親世帯等	5,500円
3-B			ひとり親世帯等以外の世帯	12,000円
4-A	除き、市町村民税の所得割課税額	48,600円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	7,500円
4-B			ひとり親世帯等以外の世帯	16,000円
4-C	の区分が次の区分に該当する世帯	77,101円以上 97,000円未満	ひとり親世帯等	16,000円
5			ひとり親世帯等	20,000円
6		211,201円以上	ひとり親世帯等	22,000円

」に改

める。

別表第1のうち2 私立幼稚園又は私立認定こども園の表中備考4を削り、備考5を備考7とし、備考3の次に次のように加える。

4 この表において「ひとり親世帯等」とは、(1)から(7)までのいずれかに該当する世帯をいう。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に子どもを扶養しているものの世帯
- (2) 身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (3) 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯
- (6) 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等を受けている者の属する世帯
- (7) 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認めた世帯

5 生計を一にする世帯において、支給認定子ども及び(1)又は(2)に該当する子ども等がいる場合の利用者負担額は、これらの者のうち最年長の者（以下この備考5において「第1子」という。）が支給認定子どもであるときはこの表に掲げる額の全額とし、第1子を除き最年長の者（以下この備考5において「第2子」という。）が支給認定子どもであるときは同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3子以降の子ども（第1子及び第2子以外の者をいう。）については0円とする。

- (1) この表における第4-C階層から第6階層までの世帯にあっては、次のいずれかに該当する子ども

- ア 学校教育法第1条に規定する小学校又は同法第76条第1項に規定する特別支援学校の小  
学部の第1学年から第3学年までに在籍する子ども
- イ 学校教育法第1条に規定する幼稚園のうち、特定教育・保育施設でないものに在籍する子  
ども
- ウ 学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部に在籍する子ども
- エ 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第3項に規定する医療  
型児童発達支援を利用している小学校就学前子ども
- オ 児童福祉法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部に在籍する小学校就  
学前子ども

(2) この表における第2-B階層、第3-B階層及び第4-B階層の世帯にあつては、次のい  
ずれかに該当する子ども等

- ア 保護者に監護される者
- イ 保護者に監護されていた者
- ウ 保護者又はその配偶者の直系卑属（保護者に監護される者及び保護者に監護されてい  
た者を除く。）

6 この表における第3-A階層及び第4-A階層の生計を一にする世帯において、支給認定子ども  
及び(1)から(3)までのいずれかに該当する子ども等がいる場合の利用者負担額は、これらの  
者のうち最年長の者（以下この備考6において「第1子」という。）が支給認定子どもであるとき  
はこの表に掲げる額の全額とし、第2子以降の子ども（第1子以外の者をいう。）については0円  
とする。

- (1) 保護者に監護される者
- (2) 保護者に監護されていた者
- (3) 保護者又はその配偶者の直系卑属（保護者に監護される者及び保護者に監護されてい  
た者を除く。）

別表第2の表中

「

2	市町村民税 均等割非課 税世帯	ひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	0		
		ひとり親世帯等以外の世帯	7,500	7,400	7,500	7,400	5,000	4,900	5,000	4,900	
3	第2 階層 を除 き、 市町 村民 税の 所得 割課 税額 の区 分が 次の 区分 に該 当す る世 帯	48,600 円未 満	ひとり親世帯等	15,300	15,000	15,300	15,000	12,800	12,600	12,800	12,600
			ひとり親世帯等以外の世帯	16,300	16,000	16,300	16,000	13,800	13,600	13,800	13,600
4		48,600円以上 97,000円未満		25,200	24,800	25,200	24,800	22,600	22,200	22,600	22,200
5		97,000円以上 169,000円未満		37,300	36,700	37,300	36,700	29,000	28,500	23,600	23,200
6		169,000円以上 301,000円未満		51,200	50,300	51,200	50,300	29,000	28,500	23,600	23,200
7		301,000円以上 397,000円未満		59,200	58,200	59,200	58,200	29,000	28,500	23,600	23,200
8		397,000円以上		66,500	65,400	60,900	59,900	29,000	28,500	23,600	23,200

」

を



2 — A	市町村民税 均等割非課 税世帯	ひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0
2 — B		ひとり親世帯等以外の世帯	7,500	7,400	7,500	7,400	5,000	4,900	5,000	4,900
3 — A	48,6 00 円未 満	ひとり親世帯等	7,650	7,500	7,650	7,500	6,400	6,300	6,400	6,300
3 — B		ひとり親世帯等以外の世帯	16,300	16,000	16,300	16,000	13,800	13,600	13,800	13,600
4 — A	第2階層を 除き、市 町村民税 の所得割 課税額の 区分が次 の区分に 該当する 世帯	48,6 00 円以 上	12,600	12,400	12,600	12,400	11,300	11,100	11,300	11,100
4 — B		77,1 01 円未 満	25,200	24,800	25,200	24,800	22,600	22,200	22,600	22,200
4 — C		77,101円以上 97,000円未満	25,200	24,800	25,200	24,800	22,600	22,200	22,600	22,200
5		97,000円以上 169,000円未満	37,300	36,700	37,300	36,700	29,000	28,500	23,600	23,200
6		169,000円以上 301,000円未満	51,200	50,300	51,200	50,300	29,000	28,500	23,600	23,200
7		301,000円以上 397,000円未満	59,200	58,200	59,200	58,200	29,000	28,500	23,600	23,200
8		397,000円以上	66,500	65,400	60,900	59,900	29,000	28,500	23,600	23,200

に改める。

別表第2の表備考7中「(昭和39年法律第129号)」、「(昭和24年法律第283号)」、「(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)」、「(昭和25年法律第123号)」、「(昭和39年法律第134号)」及び「(昭和34年法律第141号)」を削り、「等特に」を「に準ずる程度に」に改め、同表備考8を次のように改める。

8 生計を一にする世帯において、支給認定子ども及び(1)又は(2)に該当する子ども等がいる場合の利用者負担額は、これらの者のうち最年長の者(以下この備考8において「第1子」という。)が支給認定子どもであるときはこの表に掲げる額の全額とし、第1子を除き最年長の者(以下この備考8において「第2子」という。)が支給認定子どもであるときは同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3子以降の子ども(第1子及び第2子以外の者をいう。)については0円とする。

(1) この表における第4-C階層から第8階層までの世帯にあつては、次のいずれかに該当する子ども

ア 学校教育法第1条に規定する幼稚園のうち、特定教育・保育施設でないものに在籍する子ども

イ 学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部に在籍する子ども

ウ 児童福祉法第6条の2の第2項に規定する児童発達支援又は同条第3項に規定する医療型児童発達支援を利用している小学校就学前子ども

エ 児童福祉法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部に在籍する小学校就学

前子ども

(2) この表における第2-B階層、第3-B階層及び第4-B階層の世帯のうち市町村民税の所得割課税額が57,700円未満の世帯にあつては、次のいずれかに該当する子ども等

ア 保護者に監護される者

イ 保護者に監護されていた者

ウ 保護者又はその配偶者の直系卑属（保護者に監護される者及び保護者に監護されていた者を除く。）

別表第2の表中備考9を備考10とし、備考8の次に次のように加える。

9 この表における第3-A階層及び第4-A階層の生計を一にする世帯において、支給認定子ども及び(1)から(3)までのいずれかに該当する子ども等がいる場合の利用者負担額は、これらの者のうち最年長の者（以下この備考9において「第1子」という。）が支給認定子どもであるときはこの表に掲げる額の全額とし、第2子以降の子ども（第1子以外の者をいう。）については0円とする。

(1) 保護者に監護される者

(2) 保護者に監護されていた者

(3) 保護者又はその配偶者の直系卑属（保護者に監護される者及び保護者に監護されていた者を除く。）

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

#### 規則第14号

大和高田市小口事業資金融資制度及び補給制度に関する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市小口事業資金融資制度及び補給制度に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、市内の中小企業者に必要な小口事業資金の融資の円滑化を図るための融資制度及び当該融資の借入に係る金融負担の軽減を図るための補給制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定するものをいう。

(2) 取扱金融機関 この規則に定める融資（以下「小口融資」という。）に関して市長と覚書を締結した金融機関及び株式会社日本政策金融公庫をいう。

(3) 奈良県信用保証協会 信用保証協会法（昭和28年法律第196号）の規定により設立された奈良県信用保証協会（以下「保証協会」という。）をいう。

(小口融資の条件)

第3条 小口融資を受けようとする者は、第5条の書類提出時において、次に掲げる条件の全てを備えていなければならない。

(1) 個人にあつては、1年以上、本市の住民基本台帳に記録されていること。

(2) 法人にあつては、1年以上、市内に住所を有し、かつ、本市の市民税が課税されていること。

(3) 同一事業を営んでおり、今後もその事業を継続して営むことが確実であること。

(4) 市税を滞納していないこと。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでな

い。

(5) 小口融資に係る融資残高が残っていないこと。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(6) 大和高田市中小企業者の金融の円滑化及び金融負担の軽減に関する規則（平成23年規則第6号）に基づく融資に係る融資残高が残っていないこと。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(7) 法人にあっては、当該法人の代表者が当該融資の連帯保証人になっていること。

(8) 許可、認可等を必要とする事業を営んでいる者にあつては、その許可、認可等を受けていること。

(9) 保証協会の信用保証を受けることが必要な場合にあつては、その保証を受けることができること。

(10) 前号の場合において、当該融資を受けようとする中小企業者の個別の事情により、保証協会が必要と認める連帯保証人を有すること。

(11) 事業者又は役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人又は支店若しくは営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下この号において同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者、支配人又は支店若しくは営業所の代表者をいう。）が次のいずれにも該当しないものであること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下ウにおいて同じ。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下ウにおいて同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める条件を備えていること。

（小口融資の内容）

第4条 小口融資の内容は、次に掲げるところによる。

(1) 融資限度額

ア 設備資金 500万円

イ 運転資金 500万円

ウ アの設備資金及びイの運転資金を併用する場合の融資限度額は、併せて500万円とする。

(2) 融資期間

ア 設備資金 6月以内の据置期間を含む7年以内

イ 運転資金 6月以内の据置期間を含む5年以内

（小口融資に係る申請手続）

第5条 小口融資を受けようとする者（以下「融資申請者」という。）は、保証協会に信用保証の申込みを行う前に、次に掲げる書類を取扱金融機関を経由して市長に提出しなければならない。

(1) 法人の登記事項証明書、定款及び決算書の写し（個人にあつては、住民票の写し）

(2) 市税の滞納がないことを証する書類

(3) 許可、認可等を証する書類の写し（許可、認可等を必要とする事業を営んでいる者に限る。）

(4) 小口融資のうち設備資金に係る融資を受けようとする場合にあつては、当該設備に係る見積書等

(5) 保証協会へ提出する信用保証委託申込書その他保証協会が必要と認める書類（保証協会の信用保証を受けることが必要な融資を受ける場合に限る。）

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の書類の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、保証協会の信用保証を受けることが必要な融資にあっては、当該提出書類のうち必要な書類を保証協会へ送付するものとする。

(利子補給金等の交付)

第6条 市長は、小口融資の融資決定を受けた者に対し、予算の範囲内において、次に掲げる債務保証料及び借入金に係る利子補給金(以下「利子補給金等」という。)交付施策を実施する。

(1) 債務保証料の補給 中小企業者が保証協会へ支払う債務保証料の補給。必要事項は、市長と保証協会とが交わす融資保証に関する覚書に定める。

(2) 借入金に係る利子の補給 中小企業者が取扱金融機関へ支払う借入金に係る利子の補給。内容は、次のとおりとする。

ア 利子補給金の額は、小口融資において市と取扱金融機関との覚書に規定する借入利率の2分の1以内(年率1%を限度とする。)の金額に相当する額とする。

イ 利子補給金の算出期間は、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

- 2 当該融資の期間中において、次に掲げる事由に該当する場合は、当該事由が判明した日に属する月から利子補給金等の交付を停止する。

(1) 個人にあっては、本市の住民基本台帳に記録されていないことが判明した場合

(2) 法人にあっては、本市に住所を有していないことが判明した場合

(3) 保証協会が融資を受けた者に代わって金融機関に借入金の代位弁済を行った場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が利子補給金等を交付することについて適当でないと認めた場合

- 3 市長は、取扱金融機関に対して第1項第2号アの利子補給に必要な資金を、予算の範囲内において預託することができる。この場合において、預託に関し必要な事項は、当該取扱金融機関との覚書で定めるものとする。

(利子補給金等の交付に係る申請手続)

第7条 利子補給金等の交付を受けようとする者(以下「利子補給申請者」という。)は、小口融資の融資決定後、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める書類を直ちに市長に提出し、利子補給等の交付を申請しなければならない。

(1) 前条第1項第1号の債務保証料の補給を受けようとする場合

ア 小口融資債務保証料補給申請書(様式第1号)

イ 個人情報の取扱いに関する同意書(様式第2号)

ウ 暴力団排除に関する誓約書

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 前条第1項第2号の借入金に係る利子の補給を受けようとする場合

ア 大和高田市小口融資利子補給申請書(様式第3号)

イ 返済予定表の写し

ウ 個人情報の取扱いに関する同意書

エ 暴力団排除に関する誓約書

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の書類の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、利子補給金等を交付する旨を利子補給申請者に通知するものとする。

(指示及び検査)

第8条 市長は、利子補給金等の交付を受けた者に対して必要な指示をし、報告を求め、又は書類帳簿等の検査を行うことができるものとする。

(利子補給金等の返還)

第9条 市長は、利子補給金等の交付を受け、又は受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該者に対する利子補給金等を交付せず、又は既に交付した利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この規則の規定に違反したとき。
- (2) 前条の指示に従わず、報告せず、又は検査を拒んだとき。
- (3) 詐欺その他不正の行為により利子補給金等の交付を受けたとき。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

小口融資債務保証料補給申請書

年 月 日

大和高田市長 殿

申請者 住所 大和高田市  
氏名 印

奈良県信用保証協会から信用保証の決定を受けましたので、次のとおり債務保証料の補給を申請します。

保証金額 \_\_\_\_\_ 円

融資月数 \_\_\_\_\_ 月

保証協会受付番号

保証料率

様式第2号(第7条関係)

年 月 日

大和高田市長 殿

申請者 住所  
氏名 印

個人情報の取扱いに関する同意書

私は、小口融資利子補給金等の交付を申請するに当たり、大和高田市が下記に掲げる私に関する個人情報を下記の利用目的のために必要な範囲で利用することについて同意します。

記

1 個人情報

- (1) 市税の納付に関する情報
- (2) 利子補給金等の申請手続において提出する書類に記載の情報

2 利用目的

- (1) 大和高田市小口事業資金融資制度及び補給制度に関する規則に基づく利子補給金等の交付に係る審査等の手続
- (2) 前号に掲げるもののほか、利子補給金等の交付に係る事務

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

大和高田市長 殿

小口融資利子補給申請書

申請者 住所 大和高田市  
氏名 印

下記のとおり小口融資を受けるので、当該借入金に係る利子の補給を申請します。

1 借入金額 ￥

2 借入年月日 年 月 日

3 借入利率 年利 %

4 償還期間及び条件

償還期間	┌	初回返済日	年	月	日
		最終返済日	年	月	日

条件	┌	毎月	￥	均等償還
		ただし、最終回は		

規則第15号

大和高田市創業者支援事業資金融資制度及び補給制度に関する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市創業者支援事業資金融資制度及び補給制度に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、市内で創業する中小企業者に必要な事業資金の融資の円滑化を図るための融資制度及び当該融資の借入に係る金融負担の軽減を図るための補給制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定するものをいう。
- (2) 取扱金融機関 この規則に定める融資（以下「創業者支援融資」という。）に関して市長と覚書を締結した金融機関及び株式会社日本政策金融公庫をいう。
- (3) 奈良県信用保証協会 信用保証協会法（昭和28年法律第196号）の規定により設立された奈良県信用保証協会（以下「保証協会」という。）をいう。  
（創業者支援融資の条件）

第3条 創業者支援融資を受けようとする者は、第5条の書類提出時において、次に掲げる条件の全てを備えていなければならない。

- (1) 市内で創業する具体的な計画がある者又は市内で創業して1年未満の者であること。
- (2) 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定に基づく市長の証明を受けたものであること。
- (3) 市税を滞納していないこと。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- (4) 創業者支援融資に係る融資残高が残っていないこと。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- (5) 法人にあっては、当該法人の代表者が当該融資の連帯保証人になっていること。
- (6) 許可、認可等を必要とする事業を営んでいる者にあつては、その許可、認可等を受けていること。
- (7) 保証協会の信用保証を受けることが必要な場合にあつては、その保証を受けることができること。
- (8) 前号の場合において、当該融資を受けようとする中小企業者の個別の事情により、保証協会が必要と認める連帯保証人を有すること。
- (9) 事業者又は役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人又は支店若しくは営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下この号において同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者、支配人又は支店若しくは営業所の代表者をいう。）が次のいずれにも該当しないものであること。  
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下ウにおいて同じ。）  
イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下ウにおいて同じ。）  
ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める条件を備える者

（創業者支援融資の内容）

第4条 創業者支援融資の内容は、次に掲げるところによる。

- (1) 融資限度額  
ア 設備資金 1,000万円  
イ 運転資金 1,000万円  
ウ アの設備資金及びイの運転資金を併用する場合の融資限度額は、併せて1,000万円とする。
- (2) 融資期間  
ア 設備資金 6月以内の据置期間を含む7年以内  
イ 運転資金 6月以内の据置期間を含む5年以内

（創業者支援融資に係る申請手続）

第5条 創業者支援融資を受けようとする者（以下「融資申請者」という。）は、保証協会に信

用保証の申込みを行う前に、次に掲げる書類を取扱金融機関を経由して市長に提出しなければならない。

- (1) 法人にあっては、登記事項証明書及び定款の写し
- (2) 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第7条第1項の規定に基づく市長の証明を受けたことを証する書類の写し
- (3) 市税の滞納がないことを証する書類
- (4) 許可、認可等を証する書類の写し(許可、認可等を必要とする事業を営んでいる者に限る。)
- (5) 創業者支援融資のうち設備資金に係る融資を受けようとする場合にあっては、当該設備に係る見積書等
- (6) 保証協会へ提出する信用保証委託申込書その他保証協会が必要と認める書類(保証協会の信用保証を受けることが必要な融資を受ける場合に限る。)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の書類の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、保証協会の信用保証を受けることが必要な融資にあっては、当該提出書類のうち必要な書類を保証協会へ送付するものとする。

(利子補給金等の交付)

第6条 市長は、創業者支援融資の融資決定を受けた者に対し、予算の範囲内において、次に掲げる債務保証料及び借入金に係る利子補給金(以下「利子補給金等」という。)交付施策を実施する。

- (1) 債務保証料の補給 中小企業者が保証協会へ支払う債務保証料の補給。必要事項は、市長と保証協会とが交わす融資保証に関する覚書に定める。
- (2) 借入金に係る利子の補給 中小企業者が取扱金融機関へ支払う借入金に係る利子の補給。内容は、次のとおりとする。
  - ア 利子補給金の額は、創業者支援融資において市と取扱金融機関との覚書に規定する借入利率の2分の1以内(年率1%を限度とする。)の金額に相当する額とする。
  - イ 利子補給金の算出期間は、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

2 当該融資の期間中において、次に掲げる事由に該当する場合は、当該事由が判明した日に属する月から利子補給金等の交付を停止する。

- (1) 市内で創業してないことが判明した場合
- (2) 保証協会が融資を受けた者に代わって取扱金融機関に借入金の代位弁済を行った場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が利子補給金等を交付することについて適当でないとした場合

3 市長は、取扱金融機関に対して第1項第2号アの利子補給に必要な資金を、予算の範囲内において預託することができる。この場合において、預託に関し必要な事項は、当該取扱金融機関との覚書で定めるものとする。

(利子補給金等の交付に係る申請手続)

第7条 利子補給金等の交付を受けようとする者(以下「利子補給申請者」という。)は、創業者支援融資の融資決定後、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる書類を直ちに市長に提出し、利子補給等の交付を申請しなければならない。

- (1) 前条第1項第1号の債務保証料の補給を受けようとする場合
  - ア 創業者支援融資債務保証料補給申請書(様式第1号)
  - イ 個人情報の取扱いに関する同意書(様式第2号)
  - ウ 暴力団排除に関する誓約書
  - エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類



(2) 前条第1項第2号の借入金に係る利子の補給を受けようとする場合

- ア 創業者支援融資利子補給申請書(様式第3号)
- イ 返済予定表の写し
- ウ 個人情報の取扱いに関する同意書
- エ 暴力団排除に関する誓約書
- オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の書類の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、利子補給金等を交付する旨を利子補給申請者に通知するものとする。

(指示及び検査)

第8条 市長は、利子補給金等の交付を受けた者に対して必要な指示をし、報告を求め、又は書類帳簿等の検査を行うことができるものとする。

(利子補給金等の返還)

第9条 市長は、利子補給金等の交付を受け、又は受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該者に対する利子補給金等を交付せず、又は既に交付した利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この規則の規定に違反したとき。
- (2) 前条の指示に従わず、報告せず、又は検査を拒んだとき。
- (3) 詐欺その他不正の行為により利子補給金等の交付を受けたとき。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

創業者支援融資債務保証料補給申請書

年 月 日

大和高田市長 殿

申請者 住所  
氏名 印

奈良県信用保証協会から信用保証の決定を受けましたので、次のとおり債務保証料の補給を申請します。

保証金額 \_\_\_\_\_ 円

融資月数 \_\_\_\_\_ 月

保証協会受付番号

保証料率

様式第2号(第7条関係)

年 月 日

大和高田市長 殿

申請者 住所  
氏名 印

個人情報の取扱いに関する同意書

私は、創業者支援融資利子補給金等の交付を申請するに当たり、大和高田市が下記に掲げる私に関する個人情報を下記の利用目的のために必要な範囲で利用することについて同意します。

記

1 個人情報

- (1) 市税の納付に関する情報
- (2) 利子補給金等の申請手続において提出する書類に記載の情報

2 利用目的

- (1) 大和高田市創業者支援事業資金融資制度及び補給制度に関する規則に基づく利子補給金等の交付に係る審査等の手続
  - (2) 前号に掲げるもののほか、利子補給金等の交付に係る事務
- 様式第3号(第7条関係)

年 月 日

大和高田市長 殿

創業者支援融資利子補給申請書

申請者 住所  
氏名 印

下記のとおり創業者支援融資を受けるので、当該借入金に係る利子の補給を申請します。

1 借入金額 ￥

2 借入年月日 年 月 日

3 借入利率 年利 %

4 償還期間及び条件

償還期間	}	初回返済日	年	月	日
		最終返済日	年	月	日

条件	}	毎月 ￥	均等償還
		ただし、最終回は￥	

**規則第39号**

大和高田市健康診査等負担金徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年4月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市健康診査等負担金徴収規則の一部を改正する規則

大和高田市健康診査等負担金徴収規則（平成17年規則第18号）の一部を次のように改正する。  
附則第2項の見出し及び同項中「平成27年度」を「平成28年度」に改め、同項中「子宮がん検診、乳がん検診又は大腸がん検診」を「子宮がん検診又は乳がん検診」に、「2,000円」とあるのは「0円」と、同表大腸がん検診の項中「500円」とあるのは「0円」を「2,000円」とあるのは、「0円」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**規則第41号**

大和高田市児童医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年5月23日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市児童医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市児童医療費助成条例施行規則（平成24年規則第13号）の一部を次のように改正する。  
題名中「児童」を「子ども」に改める。

第1条中「児童」を「子ども」に改める。

第3条中「入院療養に係る診療報酬明細書」を「診療報酬明細書（訪問看護療養費明細書を含む。）又は社会保険各法に定める療養費支給申請書」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

（1） 外来療養である場合 1,000円

第4条の見出しを「（証明書の交付申請）」に改め、同条第1項中「の規定により児童医療費の助成」を「第1項に規定する証明書の交付」に、「児童医療費助成金交付請求書（様式第1号）」を「子ども医療費受給資格証交付申請書兼受給資格等異動届出書（様式第1号。以下「申請書」という。）」に改め、同項第1号中「児童」を「子ども」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「児童」を「子ども」に改め、「入院療養に係る」を削り、同号を第2号とし、同項第4号を同項第3号に改める。

第6条を第11条とする。

第5条中「児童」を「子ども」に、「様式第2号」を「様式第8号」に改め、同条を第10条とし、第4条の次に次の5条を加える。

（証明書等の交付）

第5条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、これを審査し、申請者が条例第3条に掲げる助成要件に該当すると認めるときは条例第5条第1項の規定により子ども医療費受給資格証（様式第2号。以下「受給資格証」という。）を交付するものとし、当該要件に該当しないと認めるときはその理由を付して子ども医療費受給資格証交付申請却下通知書（様式第3号）を交付するものとする。

2 市長は、前条に規定する申請書の提出がない場合においても、条例第3条に規定する医療費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、前項の規定に準じて受給資格証を交付することができる。

3 受給資格証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、受給資格証の有効期間が満了した場合には、当該受給資格証を直ちに市長に返還しなければならない。

（支給の方法）

第6条 条例第5条の規定により助成金の支給を受けようとする者は、医療費助成金交付請求書（様式第4号）又は医療費助成金支給申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（受給資格証の再交付）

第7条 受給者は、受給資格証を破損し、又は失ったときは申請書により市長に再交付を申請することができる。この場合において、破損に伴う再交付の申請を行うときは、当該破損した受給資格証を添えて申請しなければならない。

2 受給者は、受給資格証の再交付を受けた後、失った受給資格証を発見したときは、直ちにこれを市長に返還しなければならない。

（届出）

第8条 条例第6条に規定する規則で定める事由は、次に掲げるものとし、申請書に受給資格証を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 受給者又は子どもが住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 子どもの医療に関する給付を行う保険者又は共済組合に変更が生じたとき。
- (3) 子どもが死亡したとき。

（受給資格登録の停止）

第9条 市長は、受給者が条例第9条に該当する者であることを確認したときは、受給資格登録停止通知書（様式第6号）を交付し、受給資格登録を停止することができる。

2 市長は、前項の規定による通知書の交付を受けた者が条例第9条に該当しなくなったことを確認したときは、当該通知書の交付を受けた者に対し受給資格登録停止解除通知書（様式第7号）を交付し、受給資格登録の停止を解除しなければならない。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

子ども医療費受給資格証交付申請書兼受給資格等異動届出書

対 象 者	フリガナ	住所
	氏 名	
	男・女	
	生年月日	年 月 日
① 対象者を主として養育している者	氏 名	住所
	対象者との続柄	
	個人番号	
所得状況		対象者を主として養育している者
②	控除対象配偶者及び扶養親族の合計数 （うち老人扶養親族の数）	人（ 人）
③	所得額	円
④ 控 除 内 訳	雑損控除	円
	医療費控除	円
	児童手当法施行令第3条第1項による控除	円
	小規模企業共済等掛金	円
	障 害 者 控 除	障 人 特 人

寡婦(夫)・寡婦の特別・勤労学生の別	寡婦(夫)寡特・勤	円
※控除後の所得額		円

加入医療保険	被保険者氏名			対象者との続柄		住所	
	④ 保険種別	国(市町村・退・組) 健康(政・組・日) 船・共	本人	被保険者証の記号番号			
	保険者番号及び名称						

⑤ 交付申請事由	1 出生 2 転入してきたため 3 保険に新たに加入したため	4 その他( ) (交付事由発生年月日)
※ 審査	認定 (本則・特例) ・	却下

上記のとおり届出します。  
 異動事由(資格取得・保険変更・住所変更・証再交付・資格喪失( )・その他( ))  
 年 月 日 申請者 住所  
 大和高田市長 様  
 氏名 印

申請に当たり、受給者及び扶養義務者の所得、健康保険の情報を当局に照会することに同意します。  
 様式第2号中「児童」を「子ども」に改め、同様式を第8号とする。

様式第1号の次に次の6様式を加える。

様式第2号(第5条関係)

(表)

子ども医療費受給資格証		
公費負担者番号		
受給者番号		
子ども	居住地	奈良県大和高田市
	氏名	
	生年月日	
有効期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
発行機関及び印	奈良県 大和高田市長	
交付年月日	年 月 日	

(注) 奈良県外で受診する場合は、自己負担額を支払う際、領収書を受け取って市役所窓口へ直接申請してください。

(裏)

ご使用上の注意事項

1. この証は、健康保険証を使って受診した際の医療に係る自己負担支払額について、助成を受けることができる証ですから大切に保持してください。
2. 奈良県内の医療機関等で受診される時は、「健康保険証」にこの証を添えて、保険医療機関（病院、診療所又は調剤薬局）に必ず提示してください。
3. 奈良県内の保険医療機関で受診される時は、一旦、保険の自己負担金を支払ってください。診療月から約3か月後に市役所にデータが届きますので、支払った医療費から一部負担金額を差し引いて自動償還払いします。（市役所へ領収書の提出は不要です。）
4. 奈良県外の保険医療機関で受診される時は、一旦保険の自己負担金を支払い、医療費助成金交付請求書（市役所にあります）に領収書を添付して申請してください。添付する領収書は、受診者名、受診年月日、保険点数、保険適用金額、発行医療機関名、領収印の記載のあるものに限りします。
5. 住所、氏名、健康保険証に変更のあったときは、14日以内に市長に届け出てください。
6. 高額療養費の対象となる診療分、コルセット装着の療養費払いの請求については、事前に問い合わせてください。
7. 次の場合は、この証を速やかに市長に返してください。
  1. 転出されたとき。
  2. 有効期間が満了したとき。
  3. 保険の資格がなくなったとき。
  4. その他受給要件に該当しなくなったとき。
8. この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。
9. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として処分の対象となります。

様式第3号（第5条関係）

子ども医療費受給資格証交付申請却下通知書

第 号  
年 月 日

様

大和高田市長

印

年 月 日付けで申請のあった子ども医療費受給資格証交付申請については、下記の理由により却下しましたので通知します。

## 記

## 理由

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大和高田市長を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号（第6条関係）

**医療費助成金交付請求書**

年 月 日

大和高田市長 殿

(申請者) 住所 大和高田市

氏名 印

TEL

※金 円

ただし、年 月分 医療費助成金を上記のとおり交付されるよう請求します。  
 なお、上記金額を登録の口座に振り込んでください。

受給資格証 受給者番号		受給者氏名	
		生年月日	T・S・H 年 月 日生
加入医療保険 名称		加入医療保険 記号 番号	記号 番号

◎診療月ごとに申請してください。添付する領収書は受診者名・受診年月日・保険点数・金額・医療機関名・領収印のあるものに致します。

【医療等の状況】						年 月分	決定 番号	
入 院	医療機関名			医療機関コード				
	日数 ( ~ )	総点数 点	自己負担支払額 円	高額療養費 円	一部負担金 円	支給額 円		
外 来 等	①	医療機関名			医療機関コード			
		日数	総点数	自己負担支払額	高額療養費	一部負担金	支給額	
		日	点	円	円	円	円	
	②	医療機関名			医療機関コード			
		日数	総点数	自己負担支払額	高額療養費	一部負担金	支給額	
		日	点	円	円	円	円	
	③	医療機関名			医療機関コード			
		日数	総点数	自己負担支払額	高額療養費	一部負担金	支給額	
		日	点	円	円	円	円	
	④	医療機関名			医療機関コード			
		日数	総点数	自己負担支払額	高額療養費	一部負担金	支給額	
		日	点	円	円	円	円	
	⑤	医療機関名			医療機関コード			
		日数	総点数	自己負担支払額	高額療養費	一部負担金	支給額	
		日	点	円	円	円	円	
合 計			自己負担支払額	高額医療費	一部負担金	支給額		
			円	円	円	円		

※確認欄	保険の自己負担割合（1割・2割・3割）	係	高額療養費の有無（限度額）
※決定			決裁年月日 年 月 日
			交付年月日 年 月 日
			台帳確認 年 月 日

※欄は記入しないでください。



様式第5号（第6条関係）

医療費助成金支給申請書

大和高田市長 殿

受給者番号	受給者氏名	生年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

(委任状)

私は、 \_\_\_\_\_ を代理人と定め、次の権限を委任する。

\_\_\_\_\_ 年 月 日に請求した助成金の受領に関すること。

(申請者) 住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

住 所	大和高田市 _____ (TEL _____ )
-----	--------------------------

上記のとおり、医療費助成金の支給を申請します。なお、医療費の支給後において、医療費を調整する必要がある場合次回給付額と相殺又は充当することを承諾します。

\_\_\_\_\_ 年 月 日  
(申請者及び扶養義務者)  
氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

口座振替依頼書	金融機関名	銀行 信用金庫 農協	支店
	金融機関コード		店舗コード
	口座番号		普通・当座
	口座名義人	フリガナ _____	

※ゆうちょ銀行への振込みは振込専用番号が必要です。(通帳コピー添付)

様式第6号（第9条関係）

受給資格登録停止通知書

第 \_\_\_\_\_ 号  
\_\_\_\_\_ 年 月 日

様

大和高田市長 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 年 月 日付けで受給資格証を交付した受給資格について、下記のとおり登録を停止するので通知します。

記

受給者番号		受給者	
助成制度種別			
受給資格停止事由			
受給資格停止期間	_____ 年 月 日から 上記事項が解消されるまで		

(注) 本通知書受領後は、速やかに受給資格証を返却してください。

1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に

大和高田市長に対して審査請求をすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大和高田市長を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第7号(第9条関係)

受給資格登録停止解除通知書

第 号  
年 月 日

様

大和高田市長 印

年 月 日第 号で資格停止した受給資格について、停止を解除しますので通知します。

記

受給者番号		受給者	
助成制度種別			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の大和高田市児童医療費助成条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

訓 令

訓令第7号

大和高田市公共施設等総合管理計画策定業務委託事業者選定委員会設置要綱を次のように定める。

平成28年5月20日

大和高田市長 吉田 誠 克

## 大和高田市公共施設等総合管理計画策定業務委託事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 大和高田市公共施設等総合管理計画策定業務を実施するに当たり、この業務を委託する事業者の特定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、大和高田市公共施設等総合管理計画策定業務委託事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 実施要項及び仕様書の審議及び策定に関する事項
- (2) 提案書及びプレゼンテーション等の内容の審査及び評価に関する事項
- (3) 委託候補者となる事業者の選定に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 財務部長
- (2) 市民部長
- (3) 福祉部長
- (4) 保健部長
- (5) 環境建設部長
- (6) 教育委員会事務局長
- (7) 企画法制課長

2 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、財務部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、環境建設部長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、任命の日から受託者の特定の日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、会議のため必要があると認めるときは、関係職員その他関係人を出席させ、当該職員等に対して意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の非公開)

第7条 委員会の会議は、非公開とする。

(中立の保持)

第8条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対し、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、改革推進局において処理する。

（委任）

第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

## 告 示

### 告示第57号の2

大和高田市低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

平成28年5月2日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者を支援し、平成28年前半の個人消費の下支えにも資するように実施する低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金（以下「高齢者向け給付金」という。）の支給事業について、必要な事項を定める。

（支給対象者）

第2条 この告示に基づき高齢者向け給付金の支給を受けることができる者は、大和高田市臨時福祉給付金支給事業実施要綱（平成27年告示第89号。以下「平成27年給付金要綱」という。）第3条第1項の支給対象者（平成27年給付金要綱第3条第1項第4号を除き、同条第5項及び第6項の適用を受ける場合を含む。）のうち、平成28年度中に65歳以上となるもの（昭和27年4月1日以前に生まれた者であって、他の市町村において高齢者向け給付金が支給されるものを除く。）とする。

2 平成27年1月1日（以下「基準日」という。）において、次の各号のいずれかに該当する者は、前項の高齢者向け給付金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）としない。

（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（基準日に保護が停止されていた者及び基準日の翌日から平成28年4月1日までの間に保護が廃止され、又は停止された者を除く。）

（2）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（以下この号において「支援給付」という。）の受給者（基準日に支援給付の支給が停止されていた者及び基準日の翌日から平成28年4月1日までの間に支援給付の支給が廃止され、又は停止された者を除く。）

（3）ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）第15条第3項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者（援護加算（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成21年厚生労働省令第75号）第15条第3項に規定する援護加算をいう。以下この号において同じ。）の受給者に限り、基準日に援護加算の認定を停止されていた者及び基準日の翌日から平成28年4月1日までの間に援護加算の認定を廃止され、又は停止された者を除く。）

（4）ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定による援護（以下この号において「援護」という。）を受けている者（基準日に援護が停止されていた者及び基準日の翌日から平成28年4月1日までの間に援護が廃止され、又は停止された者を除く。）

3 第1項の規定にかかわらず、高齢者向け給付金の支給が決定される日において日本国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45の表の上欄に掲げる者に

該当しないものは、支給対象者としなない。

（支給額）

第3条 支給対象者に対して支給する高齢者向け給付金の金額は、支給対象者1人につき30,000円とする。

（申請受付開始日及び申請期限）

第4条 高齢者向け給付金に係る申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

- 2 申請期限は、市長がやむを得ないと認める場合を除き、前項の規定により市長が定める申請受付開始日のうち最も早い日から起算して3月を経過する日とする。ただし、市長が必要と認める場合は、当該期限を1月以内に限り延長することができる。

（申請及び支給の方式）

第5条 高齢者向け給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）申請書（請求書）（様式第1号。以下「申請書」という。）により申請を行うものとする。

- 2 申請者による申請及び高齢者向け給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号の方式による支給が困難な場合に限り行うものとする。

（1） 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市長に提出し、市長が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式をいう。

（2） 窓口申請方式 申請者が申請書を本市の窓口において市長に提出し、市長が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式をいう。

（3） 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は本市の窓口において市長に提出し、市長が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式をいう。

- 3 申請者は、高齢者向け給付金の申請に当たり、公的身分証明書の写し等を提出し、又は提示すること等により、申請者本人による申請であることを証しなければならない。

（代理による申請）

第6条 申請者の代理人として前条の規定による申請を行うことができる者は、原則として次に掲げる者とする。

（1） 基準日時点における申請者の属する世帯の世帯構成者

（2） 法定代理人（民法（明治29年法律第89号）に規定する成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。）

（3） 親族その他の平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が適当と認めるもの

- 2 代理人が高齢者向け給付金の支給の申請をするときは、当該代理人は申請書に原則として委任状（申請書の委任欄への記載を含む。）を添付して市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。

- 3 市長は、代理人が第1項第1号の者にあつては住民基本台帳法第3条に規定する住民基本台帳により、同項第2号及び第3号の者にあつては市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（支給の決定）

第7条 市長は、第5条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査の上、支給の可否を決定し、申請者に対して高齢者向け給付金を支給するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者が当該各号に定める場合に該当するときは、高齢

者向け給付金を支給しない。

(1) 配偶者からの暴力を理由に本市に避難している者及びその同伴者であって、基準日において本市にその住民票を移しておらず、次に掲げるアの要件を満たし、かつ、イからエまでに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を本市に申し出たものについて、基準日時点の住民票において当該者と同一世帯である者から代理申請があった場合（申出が、当該者の基準日時点の住民票が所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）に到達した時点で、当該者に係る高齢者向け給付金の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。）

ア 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）上、配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること又は健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による配偶者の被扶養者となっていないこと。

イ 配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条の規定による保護命令（配偶者からの暴力を理由に避難している者にあつては、同条第1項第1号の規定による接近禁止命令又は同項第2号の規定による退去命令を、その同伴者にあつては、同条第3項又は第4項の規定による接近禁止命令をいう。）が出されていること。

ウ 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人相談所による配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行した証明書を含む。）が発行されていること。

エ 基準日の翌日以後に住民票が本市へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日付け自治振第150号自治省行政局長等通知）による支援措置の対象となっていること。

(2) 基準日において、次に掲げるア又はイのいずれかに該当する者については、当該者分の高齢者向け給付金につき、次に規定する養護者から代理申請があった場合（市において、当該者の入所等の事実を把握した時点で、当該者に係る高齢者向け給付金の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。）

ア 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）のうち、養護者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第3項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所又は入居（以下「入所等」という。）の措置が採られている者（2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

イ 高齢者（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第1項に規定する高齢者をいう。）のうち、養護者（同条第2項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者（2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

（高齢者向け給付金の支給等に関する周知）

第8条 市長は、高齢者向け給付金の支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により市民に周知を行うものとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第9条 市長は、前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第4条第2項に規定する申請期限までに第5条の規定による申請（代理申請を含む。）が行われなかった場合は、当該支給対象者が高齢者向け給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第7条の規定による支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者（その代理人を含む。）の責めに帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものと

みなす。

（不当利得の返還）

第10条 市長は、高齢者向け給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により高齢者向け給付金の支給を受けた者があるときは、その者に支給した高齢者向け給付金の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第11条 高齢者向け給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（補則）

第12条 この告示に定めるもののほか、高齢者向け給付金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、告示の日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

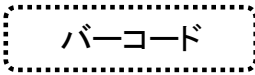
様式第1号(第5条関係)

様

年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)申請書(請求書)

大和高田市長 殿

お問い合わせ番号



1. 申請者(請求者)

私は、裏面の誓約・同意事項(1)から(6)までに誓約・同意の上、年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)を申請します。

Table with columns: フリガナ氏名, 性別, 生年月日, 住所, 電話番号. Includes a stamp area (印).

※ 押印が必要です。

2. 支給対象者

上記「1. 申請者(請求者)」が、同一の世帯にいる支給対象者を代表して、代理で申請(請求)する場合には、次の欄に既に印字されている支給対象者の氏名等をご確認ください。

Table for recipients with columns: フリガナ氏名, 性別, 生年月日. Includes stamp areas (印).

※ 支給対象者全員分の押印が必要です。

3. 受取方法 (該当する受取方法にチェック『☑』を入れて、必要事項を記入して下さい。)

□A 平成27年度の臨時福祉給付金と同じ受取口座(下記)への振込

Table for existing account information: 金融機関名, 支店名, 分類, 口座番号, 口座名義(カタカナ).

※ 上記「A」欄に記載のない方や、新規口座への振込希望の方は、以下の欄に正確にご記入ください。

□B 新たに指定した金融機関口座(「1. 申請者(請求者)」又は「5. 代理人」の口座に限ります。)への振込

●Bをご選択の場合は、「預金通帳」か「キャッシュカード」の写しと「本人確認書類」の写しを添付してください。

Table for new account information: 金融機関名, 支店名, 分類, 口座番号, フリガナ口座名義.

※ゆうちょ銀行を記入された場合は、通帳見開き下部の記載内容をご確認の上、支店名、分類及び口座番号(7桁)をご記入ください。

□C 現金による支給

(金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方のみとなります。)

●Cをご選択の場合は、「本人確認書類」の写しを添付してください。

(必ず裏面もご確認ください)



**4. 表面「2. 支給対象者」が大和高田市外の方に扶養されていた場合（※該当の方のみ記入してください。）**

平成27年1月1日時点で、表面「2. 支給対象者」を扶養していた方（扶養者）があり、その方の住所が大和高田市外の場合、扶養者の氏名等を記入してください。

※扶養者の非課税証明書を貼付してください。

支給対象者の番号(表面2)	扶養者	フリガナ	性別	生年月日	住所 (平成27年1月1日時点の住民票記載の住所)
		氏名			
			男・女	年 月 日	電話 ( )

※記名押印に代えて署名することができます。

**5. 代理申請・受給を行う場合（※代理人の本人確認書類の写しを貼付してください。）**

代理人	フリガナ	性別	生年月日	申請者との関係	住所
	氏名				
		男・女	年 月 日	1. 同一世帯 2. 法定代理人 3. その他	電話 ( )

私は、上記の者を代理人と認め、年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)の〈申請・請求・受給〉を委任します。

「1. 申請者(請求者)」の氏名 印

○申請者(請求者)との関係(代理申請・受給が可能な方一覧)

※記名押印に代えて署名することができます。

1. 同一世帯:支給対象者の属する世帯の世帯構成員
2. 法定代理人:成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人
3. その他:親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている方等で市長が適当と認める方

**【誓約・同意事項】**

- (1) 平成27年度の臨時福祉給付金(6,000円)を受給(受給していない場合は平成27年度の臨時福祉給付金の支給要件に該当)し、かつ、年齢が平成28年度中に65歳以上(生年月日が昭和27年4月1日以前)であり、年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)の支給要件に該当します。
- (2) 年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)の支給要件の該当性等(「2. 支給対象者」に係る支給要件の該当性等を含みます。)を審査するため、大和高田市が必要な税や手当等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、大和高田市において支給決定をした後、年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)の請求書として取り扱います。
- (5) 大和高田市が支給決定した後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、申請期限までに、大和高田市が申請者(請求者)(代理人を含みます。)に連絡・確認できない場合には、大和高田市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)の支給後、平成27年度分の市町村民税(均等割)が課税されていることや、課税者の扶養親族等であること等年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)を返還します。

**本人確認書類(写し 貼付け)**

**【必要な添付書類】**

- 本人確認書類(住民基本台帳カード、運転免許証、旅券、健康保険証等の写し)
  - ※ 世帯で申し込まれる方は、必ず**支給対象者全員分**の本人確認書類を添付してください。
  - ※ 代理申請・受給を希望される場合は、表面「1. 申請者(請求者)」に加え、代理人の本人確認書類(必要に応じて代理関係を確認できる書類)も添付してください。
  - ※ 外国人の方の本人確認書類は、在留カード、特別永住者証明書等となります。
- (注) 平成27年度の臨時福祉給付金と同じ受取口座への振込を希望(口座情報が印字されている場合に限る)される場合、原則上記の添付書類は不要です。

**振込先金融機関口座確認書類(写し 貼付け)**

表面の「3. 受取方法」で「B」を選択された方のみ必ず添付が必要

- 受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる「預金通帳」か「キャッシュカード」の写し

**扶養者が大和高田市外の場合の当該扶養者の非課税証明書(写し 貼付け)**

- ほとんどの方は添付の必要がありませんが、次の方のみ書類の添付が必要
  - [4. 表面「2. 支給対象者」が大和高田市外の方に扶養されていた場合]に記載の方

市使用欄	不足・不備	1次審査	2次審査		備考	
	<input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 口座確認書類 <input type="checkbox"/> 法定代理人確認書類 <input type="checkbox"/> 扶養者の非課税証明書	日付・サイン	支給	支給予定日		日付・サイン
				不支給		

**告示第58号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年5月10日

大和高田市長 吉田 誠 克

## 1 施行者の名称

大和高田市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業大和高田市流域関連公共下水道

## 3 事業施工期間

昭和54年3月23日から平成30年3月31日

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

なし

## (2) 使用の部分

昭和54年3月奈良県告示796号、昭和59年3月奈良県告示第882号、昭和63年8月奈良県告示第288号、平成2年4月奈良県告示第22号、平成3年1月奈良県告示第500号、平成6年6月奈良県告示第157号、平成10年4月奈良県告示第37号、平成16年12月奈良県告示第451号、平成19年6月奈良県告示121号、平成23年4月奈良県告示9号及び平成25年3月奈良県告示372号のうち大字池尻、大字築山、大字土庫、大字野口、土庫三丁目、大字池田、大字市場、大字岡崎、礪野町、大字藤森、大字大谷、大字松塚、曾大根一丁目及び大字根成柿の各一部を変更し、大字曾大根及び大字礪野を事業地に追加する。

## 5 都市計画事業認可図書の縦覧

縦覧場所 〒635-0016

大和高田市大東町5番22号

大和高田市上下水道部下水道課

縦覧期間 平成28年5月10日から平成30年3月31日まで

**告示第59号**

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第5条の規定により告示します。

平成28年5月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

## 1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例第10条第3項及び同条例施行規則第5条

## 2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

## 3. 処分年月日

平成28年9月1日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成28年2月1日から平成28年2月29日までの間

**告示第61号**

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令292号）第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対し異議申立てをすることができるとともに、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができる。

平成28年5月18日

大和高田市長 吉田 誠 克

記

- 1. 職権消除日 平成28年5月18日
- 2. 職権消除される者 市役所前の掲示場に掲示済み

**告示第63号**

市内において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない地域、場所及び物件に掲出されていた広告物を次のとおり屋外広告物法第7条第4項及び同法第8条第1項の規定により除却し、保管したので告示します。

なお、引き取りのない場合は、屋外広告物法第8条第4項の規定により、当該広告物を廃棄します。

平成28年5月20日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1. 引取期間 公示の日から2週間（屋外広告物法第8条第3項第1号に規定する広告物については2日間）
- 2. 引取方法 引取人がその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることが確認できるものを提示し、受領書及び誓約書と引き換えに返還する。
- 3. 引取時間 午前9時から午後5時（土日祝日を除く）
- 4. 連絡先 大和高田市役所環境建設部都市計画課  
TEL 0745-22-1101

整理番号	名称	種類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	日本共産党	はり札	5	市内	H28/5/16	H28/5/16	市役所西 駐車場
2	幸福実現党	はり札	1	市内	H28/5/16	H28/5/16	市役所西 駐車場
3	明日香不動産	はり札	4	市内	H28/5/16	H28/5/16	市役所西 駐車場
4	朝日ホーム	はり札	4	市内	H28/5/16	H28/5/16	市役所西 駐車場
5	明日香不動産	立て看板	4	市内	H28/5/16	H28/5/16	市役所西 駐車場

**告示第65号**

平成28年度固定資産税・都市計画税納税通知書を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20

条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、税務課固定資産税係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成28年5月26日

大和高田市長 吉田 誠 克

記

1. この納税通知書の発送月日  
平成28年4月8日
2. この公示送達により変更する納期限  
変更前 平成28年5月2日  
変更後 平成28年8月1日
3. 送達を受けるべき者  
市役所前の掲示場に掲示済み

注) 地方税法第20条の2第3項の規定により公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

**告示第68号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28の規定により、次の者を指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者に指定したので告示します。

平成28年5月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

指定等に係る指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	企業組合労協センター事業団 東京都豊島区東池袋1-44-3 池袋ISPタマビル
指定等に係る事業所の名称及び所在地	相談支援事業所 いろは 大和高田市池田190-1
指定等の年月日	平成28年6月1日
指定等に係る指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の種類	指定特定相談支援事業 指定障害児相談支援事業
事業の主たる対象者	指定無し
特定相談支援事業所番号又は障害児相談支援事業所番号	2930800160 2970801276

**告示第69号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成28年5月31日付けで専決処分した予算の要領は次のとおりです。

平成28年5月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 平成28年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）
- 2 平成28年度大和高田市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）  
平成28年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）専決処分  
平成28年度大和高田市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ252,932千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ273,432千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 諸収入		20,500	252,932	273,432
	2. 雑入	20,499	252,932	273,431
補正されなかった科目に係る額		0	0	0
歳入合計		20,500	252,932	273,432

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰上充用金		0	252,932	252,932
	1. 繰上充用金	0	252,932	252,932
補正されなかった科目に係る額		20,500	0	20,500
歳出合計		20,500	252,932	273,432

平成28年度大和高田市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）専決処分

平成28年度大和高田市の駐車場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ338,043千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ369,343千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 使用料及び手数料		31,298	338,043	369,341
	1. 使用料	31,298	338,043	369,341
補正されなかった科目に係る額		2	0	2
歳入合計		31,300	338,043	369,343

(歳出)		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰上充用金		0	338,043	338,043
	1. 繰上充用金	0	338,043	338,043
補正されなかった科目に係る額		31,300	0	31,300
歳出合計		31,300	338,043	369,343

告示第70号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年6月1日

大和高田市長 吉田誠克

1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2. 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量等

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
平成28年5月17日	10	2								
平成28年5月20日	6									

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	場所の区分	地区	自転車	原動機付自転車
平成28年5月10日	道路	大和高田市東雲町地内	1	
平成28年5月20日	公園	大和高田市大字大谷地内	1	
平成28年5月20日	道路	大和高田市南本町地内	1	
平成28年5月20日	道路	大和高田市大字池田地内	1	
平成28年5月30日	道路	大和高田市内本町地内	2	

3. 保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下臨時自転車保管所

4. 引取期間

告示日から60日間。ただし、祝日を除く。

5. 引取時間

午前9時～正午・午後1時～午後5時

ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午

6. 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア. 移動費 2,000円

イ. 保管費 1,000円。ただし、移動日から14日以内は無料

7. 連絡先

大和高田市役所生活安全課 電話0745-22-1101代表

**公 告**

**公告第46号の2**

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成28年5月16日

大和高田市長 吉田誠克

**公告第47号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成28年5月27日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	吉井地内通学路歩者道整備工事
2 工事場所	大和高田市吉井地内
3 工事期間	契約締結日から平成28年9月30日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 平成27年度大和高田市格付け等級がD級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査を受けた日まで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p>

	<p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、（1）の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付ません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年5月30日（月）から平成28年6月3日（金）まで</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所（本庁舎南隣）1階環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年6月6日（月）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の閲覧等</p>	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成28年5月30日（月）から平成28年6月7日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階環境建設部契約監理室</p>
<p>9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年6月7日（火）午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年6月8日（水）午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>10 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年6月9日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先</p>



	<p>〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1 1 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
1 2 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
1 3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成28年6月10日（金）午前9時 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
1 4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1 5 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
1 6 契約保証金	<p>免除します。</p>
1 7 最低制限基準比較価格	<p>3,910,000円（消費税等抜き）</p>
1 8 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
1 9 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
2 0 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第47号の2

大和高田市自動車臨時運行許可に関する取扱規則（昭和57年規則第21号）の規定により、次の自動車臨時運行許可番号標を無効としたので公告します。

平成28年5月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

○ 臨時運行許可番号標番号

33-96

**公告第47号の3**

大和高田市自動車臨時運行許可に関する取扱規則（昭和57年規則第21号）の規定により、次の自動車臨時運行許可番号標を無効としたので公告します。

平成28年5月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

○ 臨時運行許可番号標番号

33-94

**公告第48号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成28年6月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	片塩中学校格技場吊り天井改修工事
2 工事場所	大和高田市中三倉堂2丁目地内（片塩中学校）
3 工事期間	契約締結日から平成28年8月31日（水）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 平成28年度大和高田市格付け等級がA、B又はC級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、A、B及びC等級の混合入札において、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査を受けた日まで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他のA、B及びC等級の混合入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式</p>

	<p>によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付ません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年6月2日(木)から平成28年6月8日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年6月9日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成28年6月2日(木)から平成28年6月8日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年6月13日(月)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年6月14日(火)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年6月17日(金)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものと</p>

	し、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成28年6月20日(月)午前9時 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限基準比較価格	8,317,000円(消費税等抜き)
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2 0 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

#### 公告第49号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年6月1日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	高田西中学校格技場吊り天井改修工事
2 工事場所	大和高田市大字池田地内(高田西中学校)
3 工事期間	契約締結日から平成28年8月31日(水)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築一式工事に登録している者であること。

	<p>(2) 平成28年度大和高田市格付け等級がA、B又はC級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、A、B及びC等級の混合入札において、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査を受けた日まで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他のA、B及びC等級の混合入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付ません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡します。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年6月2日（木）から平成28年6月8日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年6月9日（木）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の配布</p>	<p>入札説明書（仕様書）の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成28年6月2日（木）から平成28年6月8日（水）まで。ただし、土</p>

	<p>曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年6月13日(月)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年6月14日(火)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年6月17日(金)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成28年6月20日(月)午前9時10分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>

16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	7,929,000円（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	（1）大和高田市入札者心得に準拠する。 （2）天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 （3）入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 （4）詳細は入札説明書（仕様書）によります。

### 公告第50号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成28年6月1日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	片塩小学校体育館吊り天井改修工事
2 工事場所	大和高田市旭北町地内（片塩小学校）
3 工事期間	契約締結日から平成28年8月31日（水）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 （1）平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築一式工事に登録している者であること。 （2）平成28年度大和高田市格付け等級がC又はD級の者であること。 （3）大和高田市内に本店を有する者であること。 （4）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 （5）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。 （6）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 （7）（4）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 （1）申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。 （2）必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。

	<p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付しません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年6月2日(木)から平成28年6月8日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年6月9日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成28年6月2日(木)から平成28年6月8日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年6月13日(月)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年6月14日(火)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年6月17日(金)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>



1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成28年6月20日(月) 午前9時30分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限基準比較価格	6,952,000円(消費税等抜き)
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2 0 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

### 公告第51号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年6月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高田中学校格技場吊り天井改修工事
2 工事場所	大和高田市大中東町地内(高田中学校)
3 工事期間	契約締結日から平成28年8月31日(水)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築一式工事に登録している者であること。 (2) 平成28年度大和高田市格付け等級がC又はD級の者であること。

	<p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。                  (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。                  (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。                  (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。                  (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。                  (2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。                  (3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付しません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。                  (4) 受付期間                  平成28年6月2日（木）から平成28年6月8日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。                  (5) 受付時間                  午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。                  (6) 受付場所                  大和高田市大中100番地1                  大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日                  平成28年6月9日（木）                  (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知                  参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。                  (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知                  参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の配布</p>	<p>入札説明書（仕様書）の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間                  平成28年6月2日（木）から平成28年6月8日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。                  (2) 配布の時間                  午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。                  (3) 配布の場所                  大和高田市大中100番地1</p>

大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 1階環境建設部契約監理室	
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年6月13日(月)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年6月14日(火)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年6月17日(金)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成28年6月20日(月)午前9時40分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>6,564,000円(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>

19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

**公告第52号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成28年6月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	葛5枝南陽町地内管渠工事（59）・給配水管移設工事（G59）
2 工事場所	大和高田市南陽町地内
3 工事期間	契約締結日から平成28年10月31日（月）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。 (2) 平成28年度大和高田市格付け等級がC級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査を受けた日まで）の者でないこと。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、5（8）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。 (3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付ません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡します。

	<p>(4) 受付期間 平成28年6月2日(木)から平成28年6月8日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年6月9日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成28年6月2日(木)から平成28年6月13日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年6月13日(月)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年6月14日(火)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年6月20日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書へ	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事</p>

の記載	業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成28年6月21日(火) 午前9時 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	16,490,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

### 公告第53号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年6月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高3枝池田地内管渠工事(72)
2 工事場所	大和高田市池田地内
3 工事期間	契約締結日から平成28年8月31日(水)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。 (2) 平成28年度大和高田市格付け等級がC級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。

	<p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査を受けた日まで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（8）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付しません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年6月2日（木）から平成28年6月8日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年6月9日（木）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の閲覧等</p>	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成28年6月2日（木）から平成28年6月13日（月）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間</p>

	<p>午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年6月13日(月)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年6月14日(火)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年6月20日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成28年6月21日(火)午前9時10分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>



17 最低制限 基準比較価 格	11,510,000円（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

**公告第54号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成28年6月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高5枝曾大根1丁目地内管渠工事（53）・給配水管移設工事（G53）
2 工事場所	大和高田市曾大根1丁目地内
3 工事期間	契約締結日から平成28年10月31日（月）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資 格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。 (2) 平成28年度大和高田市格付け等級がC級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査を受けた日まで）の者でないこと。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参 加資格確認の 申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、5（8）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式

	<p>によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付ません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年6月2日(木)から平成28年6月8日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年6月9日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成28年6月2日(木)から平成28年6月13日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年6月13日(月)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年6月14日(火)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとし、</p> <p>(1) 期限 平成28年6月20日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p>

	(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成28年6月21日（火）午前9時20分 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限基準比較価格	6,960,000円（消費税等抜き）
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2 0 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

**公告第55号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成28年6月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	蔵之宮町地内側溝維持整備工事・浮孔幼稚園公共下水接続工事
2 工事場所	大和高田市蔵之宮町地内
3 工事期間	(蔵之宮町地内側溝維持整備工事) 契約締結日から平成28年9月30日（金）まで (浮孔幼稚園公共下水接続工事) 契約締結日から平成28年8月31日（水）まで

4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 平成28年度大和高田市格付け等級がC級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(8)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付しません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡します。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年6月2日(木)から平成28年6月8日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年6月9日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付しま</p>

	す。
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成28年6月2日(木)から平成28年6月13日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年6月13日(月)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年6月14日(火)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年6月20日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成28年6月21日(火)午前9時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請</p>

	を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	6,998,000円（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとしします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとしします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

**公告第56号**

次のとおり条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成28年6月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	築幹築山地内管渠工事（1）・給配水管移設工事（G01）
2 工事場所	大和高田市築山地内
3 工事期間	契約締結日から平成29年2月28日（火）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとしします。 (1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。 (2) 平成28年度大和高田市格付け等級がA級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 土木工事に関する1級の資格を有する監理技術者（契約締結時点において継続して3月以上の雇用関係にあり、監理技術者講習を5年以内に受講した者）を当該工事に専任で配置できる者であること。 (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。 (7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加する

	<p>ことができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(8)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付しません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年6月2日(木)から平成28年6月8日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年6月9日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成28年6月2日(木)から平成28年6月13日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年6月17日(金)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年6月20日(月)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限</p>

	<p>平成28年6月23日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1.1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
1.2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1.3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成28年6月24日(金) 午前9時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
1.4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1.5 落札候補者の決定	落札候補者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。
1.6 事後審査	<p>落札候補者の優先順位により5(4)に係る確認審査を実施します。</p> <p>(1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡します。</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階会議室</p>
1.7 落札者の決定	事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。
1.8 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。
1.9 最低制限基準比較価格	70,030,000円(消費税等抜き)
2.0 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
2.1 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2.2 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>



## 公告第57号

次のとおり条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成28年6月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高5幹春日町2丁目地内管渠工事（4）
2 工事場所	大和高田市春日町2丁目・栄町・磯野新町・東中1丁目・東中2丁目地内
3 工事期間	契約締結日から平成29年1月31日（火）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとし、</p> <p>（1）平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>（2）平成28年度大和高田市格付け等級がA級の者であること。</p> <p>（3）大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>（4）土木工事に関する1級の資格を有する監理技術者（契約締結時点において継続して3月以上の雇用関係にあり、監理技術者講習を5年以内に受講した者）を当該工事に専任で配置できる者であること。</p> <p>（5）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>（6）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>（7）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>（8）（5）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>（1）申請書は本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>（2）必要書類として、5（8）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>（3）申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付ません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡します。</p> <p>（4）受付期間 平成28年6月2日（木）から平成28年6月8日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>（5）受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>（6）受付場所 大和高田市大中100番地1</p>

大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 1階環境建設部契約監理室	
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年6月9日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成28年6月2日(木)から平成28年6月13日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成28年6月17日(金)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年6月20日(月)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年6月23日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時</p>

	平成28年6月24日（金）午前9時10分 （2）場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階会議室 （3）開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 （1）大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 （2）公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 （3）競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札候補者の決定	落札候補者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。
16 事後審査	落札候補者の優先順位により5（4）に係る確認審査を実施します。 （1）審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡します。 （2）場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階会議室
17 落札者の決定	事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。
18 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。
19 最低制限基準比較価格	60,490,000円（消費税等抜き）
20 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
21 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
22 その他	（1）大和高田市入札者心得に準拠する。 （2）天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 （3）入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 （4）詳細は入札説明書（仕様書）によります。

### 公告第58号

次のとおり条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成28年6月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高6枝中三倉堂1丁目外地内管渠工事（2）・給配水管移設工事（G02）・中三倉堂1丁目地内排水路改良工事
2 工事場所	大和高田市 中三倉堂1丁目・田井新町 地内
3 工事期間	契約締結日から平成29年1月31日（火）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 （1）平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。 （2）平成28年度大和高田市格付け等級がA級の者であること。 （3）大和高田市内に本店を有する者であること。

	<p>(4) 土木工事に関する1級の資格を有する監理技術者（契約締結時点において継続して3月以上の雇用関係にあり、監理技術者講習を5年以内に受講した者）を当該工事に専任で配置できる者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(8) (5) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（8）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付しません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年6月2日（木）から平成28年6月8日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年6月9日（木）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の閲覧等</p>	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成28年6月2日（木）から平成28年6月13日（月）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを</p>

	<p>除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年6月17日(金)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年6月20日(月)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年6月23日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成28年6月24日(金)午前9時20分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札候補者の決定	<p>落札候補者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。</p>
16 事後審査	<p>落札候補者の優先順位により5(4)に係る確認審査を実施します。</p> <p>(1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡します。</p>

	(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階会議室
17 落札者の決定	事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。
18 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。
19 最低制限基準比較価格	59,110,000円(消費税等抜き)
20 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
21 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
22 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

### 公告第59号

次のとおり条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年6月1日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	高6幹甘田町・曾大根2丁目地内管渠工事(3)・給配水管移設工事(G03)
2 工事場所	大和高田市甘田町・曾大根2丁目地内
3 工事期間	契約締結日から平成29年1月31日(火)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。 (2) 平成28年度大和高田市格付け等級がA級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 土木工事に関する1級の資格を有する監理技術者(契約締結時点において継続して3月以上の雇用関係にあり、監理技術者講習を5年以内に受講した者)を当該工事に専任で配置できる者であること。 (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。 (7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。

	<p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(8)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付しません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年6月2日(木)から平成28年6月8日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年6月9日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成28年6月2日(木)から平成28年6月13日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年6月17日(金)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年6月20日(月)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年6月23日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以</p>

	<p>降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成28年6月24日(金) 午前9時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
1 4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1 5 落札候補者の決定	落札候補者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。
1 6 事後審査	<p>落札候補者の優先順位により5(4)に係る確認審査を実施します。</p> <p>(1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡します。</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階会議室</p>
1 7 落札者の決定	事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。
1 8 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。
1 9 最低制限基準比較価格	53,760,000円(消費税等抜き)
2 0 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
2 1 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2 2 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>



教育委員会

教育委員会告示第8号

大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。  
平成28年3月30日

大和高田市教育委員会  
委員長 萱澤昌子

大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示  
大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱(平成16年教育委員会告示第5号)の一部  
を次のように改正する。

別表中

「

スクールアドバイザー		163,384円	—	—
小学校講師	大卒	188,656円	—	—
	短大卒	163,384円	—	—

」を

「

スクールアドバイザー		166,192円	—	—
小学校講師		191,464円	—	—

」に、

「

高等学校講師		199,160円		
--------	--	----------	--	--

」を

「

高等学校講師		201,968円		
--------	--	----------	--	--

」に、

「

高等学校実習助手		170,976円		
----------	--	----------	--	--

」を

「

高等学校実習助手		173,784円		
----------	--	----------	--	--

」に、

「

アートマネージャー		—	8,500円	1,090円
-----------	--	---	--------	--------

」を

「

アートマネージャー		—	9,000円	1,160円
-----------	--	---	--------	--------

」に改める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

教育委員会告示第13号

大和高田市教育委員会5月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成28年5月12日

大和高田市教育委員会  
教育長 早川 博

記

日時 平成28年5月16日（月）午後2時  
場所 市役所4階委員会室  
議案 第1号 平成28年度大和高田市青少年補導会感謝状授与について  
第2号 後援願いについて  
第3号 その他

**選挙管理委員会**

**選挙管理委員会告示第8号**

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成28年5月26日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 松村 恵由

1. 日時 平成28年6月2日（木）午前9時
2. 場所 大和高田市大字大中100番地1  
大和高田市役所3階東会議室
3. 議案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について  
第2号 選挙人名簿の定時登録について  
第3号 その他

**選挙管理委員会告示第9号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により、平成28年6月3日から同月7日までの間、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面並びに在外選挙人名簿に登録した者の氏名及び経由領事官の名称等を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成28年5月26日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 松村 恵由

縦覧場所 大和高田市大字大中100番地1  
大和高田市役所3階選挙管理委員会事務局

**農業委員会**

**農業委員会告示第5号**

大和高田市農業委員会6月定例委員会を次のとおり招集する。

平成28年5月26日

大和高田市農業委員会  
会長 松田 榮義

記

日時 平成28年6月10日（金）午後3時  
場所 市役所3階東会議室

- 議案 第1号 農地法第3条第1項について申請の件
- 第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について
- 第3号 その他

**公平委員会**

**公平委員会規則第1号**

大和高田市職員の退職管理に関する公平委員会規則を次のように定める。

平成28年3月31日

大和高田市公平委員会  
委員長 宮内 嵩

大和高田市職員の退職管理に関する公平委員会規則  
(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第38条の2第7項の規定に基づき、同項に規定する再就職者からの要求又は依頼(以下「依頼等」という。)を受けた職員による届出に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の届出の手続)

第2条 法第38条の2第7項の規定による届出は、依頼等を受けた後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した再就職者から依頼等を受けた場合の届出書(別記様式)を公平委員会に提出して行うものとする。

- (1) 届出者の氏名
- (2) 届出者の生年月日
- (3) 届出者の所属及び職
- (4) 依頼等をした再就職者の氏名
- (5) 依頼等が行われた日時
- (6) 再就職者とその地位に就いている営利企業等の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位
- (7) 再就職者の離職時の所属及び職
- (8) 依頼等の内容

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式

再就職者から依頼等を受けた場合の届出書

年 月 日

大和高田市公平委員会委員長 殿

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条の2第7項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。なお、この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 届出者

(ふりがな) 氏名	生年月日(年齢) 年 月 日生( 歳)
所属	職

2 依頼等をした再就職者の氏名等

(ふりがな) 氏名	依頼等が行われた日時 年 月 日 時
再就職者が勤務する営利企業等の名称	営利企業等における再就職者の地位（役職等）
離職時の所属	離職時の職

3 依頼等の内容

公平委員会記入欄

受理番号

**公平委員会規則第2号**

大和高田市公平委員会庶務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

大和高田市公平委員会  
委員長 宮内 嵩

大和高田市公平委員会庶務規則の一部を改正する規則

大和高田市公平委員会庶務規則（昭和46年公平委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。  
第3条の2第2項中「企画法制課の」の次に「課長補佐及び法制を担当する」を加え、同条第3項中「公平委員会事務を担当する職員」を「法制を担当する事務職員」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**公平委員会規則第3号**

大和高田市公平委員会庶務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

大和高田市公平委員会  
委員長 宮内 嵩

大和高田市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

大和高田市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表市立病院の項中「室長 技師長」を「技師長 室長」に、「副技師長」を「副技師長副室長」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**公営企業**

**水道事業告示第7号**

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業管理規程第2号）第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

平成28年6月1日

水道事業管理者  
大和高田市長 吉田 誠 克

業者名	代表者名	所在地
株式会社 朝日土建	川井 俊二	奈良県奈良市奈良阪町1085番地 緑商第一ビル102号

**水道事業公告第6号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成28年6月1日

水道事業管理者  
大和高田市長 吉田 誠 克

1	工 事 名	配水管布設替工事及び消火栓新設工事（北本町第2工区）
2	工事場所	大和高田市北本町地内
3	工事期間	契約締結日から平成28年10月31日（月）まで
4	工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5	入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとし、</p> <p>(1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の管工事（水道）に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。</p> <p>(4) 石綿作業主任者を配置することができる者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査を受けた日まで）の者でないこと。</p> <p>(10) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>

6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式(管工事(水道)用)によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(8)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付しません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡します。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年6月2日(木)から平成28年6月8日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年6月9日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成28年6月2日(木)から平成28年6月13日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市水道事業庁舎3階会議室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年6月13日(月)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限</p>

	平成28年6月14日(火)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成28年6月20日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成28年6月21日(火)午前10時 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	11,310,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

### 水道事業公告第7号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)

第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成28年6月1日

水道事業管理者

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工 事 名	配水管布設替工事及び消火栓新設工事（北本町第1工区）
2 工事場所	大和高田市北本町地内
3 工事期間	契約締結日から平成28年9月30日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとし、</p> <p>(1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の管工事（水道）に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。</p> <p>(4) 石綿作業主任者を配置することができる者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査を受けた日まで）の者でないこと。</p> <p>(10) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式（管工事（水道）用）によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（8）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付ません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡します。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年6月2日（木）から平成28年6月8日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所</p>



	大和高田市大東100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成28年6月9日(木) (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。 (1) 閲覧等の期間 平成28年6月2日(木)から平成28年6月13日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 (3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市水道事業庁舎3階会議室
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。 (1) 受付期限 平成28年6月13日(月)午後5時 (2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (3) 回答期限 平成28年6月14日(火)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成28年6月20日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日	入札書の開札は、次のとおり行います。

時等	<p>(1) 日時 平成28年6月21日(火) 午前10時10分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	10,930,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>